

公立大学法人大阪公開見積合せ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人大阪契約事務取扱規程第17条に規定する随意契約を行なう際の公開見積合せの実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

(実施対象)

第2条 この要綱による公開見積合せの対象は次の各号のとおりとする。

- (1) 単価契約による調達で予定価格が250万円未満のもの
 - (2) その他公開見積合せによることが適当と認められるもの
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当するものについては、対象範囲外とする。

- (1) 予定価格が50万円（外部資金による場合は100万円）未満のもの
- (2) 調達物品の指定により代理店が限定されているもの

(公開見積合せの公告及びその方法)

第3条 理事長は、公開見積合せの調達内容に関する情報を公告する。

- 2 前項の公告の方法は、公立大学法人大阪ホームページ及び大阪市立大学医学部附属病院ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載することにより行う。

(公告する事項)

第4条 公開見積合せで公告する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 案件名
- (2) 契約期間
- (3) 調達物品の名称及び購入予定数量
- (4) 見積書の提出期限
- (5) 見積書の提出場所
- (6) 調達物品の仕様
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(仕様書等に対する質問)

第5条 公開見積合せに参加しようとする者が、仕様書等に質問がある場合は、指定された期間内に仕様書等に対する質問書（様式第1号）を提出することができる。

- 2 仕様書等に対する質問書は、案件ごとに提出するものとする。なお、提出方法は見積書提出場所へ持参又は電送によるものとする。
- 3 前項の質問書の提出があった場合は、その質問を取りまとめて回答することとし、見積書提出期限までに閲覧に供するものとする。

(公開見積合せの参加)

第6条 公開見積合せに参加しようとする者は、参加申請をしなければならない。

(公開見積合せ参加申請の要件)

第7条 公開見積合せの参加申請を行える者の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公開見積合せの参加申請の日において、公立大学法人大阪入札参加停止要綱（以下「停止要綱」という。）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (2) 公開見積合せの参加申請の日において、大阪府物品・委託役務関係入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置若しくは大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。又は大阪府若しくは大阪市の同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (3) 公開見積合せの参加申請の日において、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当しない者であること。
- (4) 理事長が、あらかじめ又は公開見積合せの案件ごとに定める参加資格要件を満たすこと。

（公開見積合せの参加申請の方法）

第8条 公開見積合せの参加申請の方法は、第4条により公告する仕様書等の内容に基づき、見積書に所定の事項を記載のうえ、見積書提出期限までに提出場所へ持参することにより行うものとする。

- 2 前項により提出された見積書については、正当な理由がある場合を除き、訂正、再提出又は撤回することはできない。

（公開見積合せの参加要件の確認）

第9条 公開見積合せの参加申請があった場合は、第7条で定める参加要件を満たす者であることを確認するものとする。なお、当該確認は、見積書の提出後に行うものとする。

（公開見積合せの中止等）

第10条 公開見積合せに参加しようとする者が相連合し、又は不穏な行為をする等の場合で、公開見積合せを公正に実施することができない状態にあると認められるときは、当該見積合せを延期又は中止することがある。

- 2 天災等その他やむを得ない理由があると認められるときは、当該公開見積合せを延期し、又は取りやめることがある。

- 3 契約の相手方が決定した後において、談合その他不正行為による見積合せがあったと認められるときは、当該公開見積合せを無効とする。

（無効の見積書）

第11条 次の各号に該当する見積書は、無効とする。

- (1) 第7条の参加要件を満たしていない者が行なった見積り
- (2) 所定の日時及び場所に提出しない見積り
- (3) 記名押印を欠く見積り
- (4) 金額を訂正した見積り又は金額の記載の不鮮明な見積り
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 参加者の氏名及び押印のない見積り

- (7) 談合その他の不正行為を行なったと認められる見積り
- (8) 同一の案件について、2以上の見積書を提出した者の見積り
- (9) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反した参加者の見積り
(契約の相手方の決定)

第12条 見積書を提出した者のうち、見積書に記載された金額が予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提出した者を契約の相手方とするものとする。

- 2 最低見積価格が予定価格を超えている場合には、当該最低価格見積者と価格交渉のうえ、契約の相手方を決定するものとする。

(同価格の見積りが2者以上ある場合の契約の相手方の決定)

第13条 契約の相手方となるべき同価の見積りをした者が2者以上あるときは、当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該見積者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該見積りに関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約相手方の決定通知)

第14条 契約の相手方が決定したときは、速やかにその旨を通知する。

(公開見積合せの不成立)

第15条 第12条第2項により価格交渉を行い、交渉が成立しないときは、当該公開見積合せは成立しない。

(再度の公開見積合せ)

第16条 公開見積合せの結果、契約の相手方が決定しない場合及び不成立になった場合は、参加資格又は仕様書の内容等を変更して再度公開見積合せを行うものとする。

(早急に随意契約を行う必要がある場合等の措置)

第17条 次に掲げる場合においては、公開見積合せ以外の随意契約によって契約の相手方を決定することができる。

- (1) 公開見積合せの結果、不成立となり、再度公開見積合せを行うことが時間的に困難な場合。
- (2) 前号のほか特段の事情がある場合。

(公開見積合せの取下げ)

第18条 理事長は、契約の相手方を決定するまでは、公開見積合せを取り下げることができる。

(公開見積合せの結果公表)

第19条 契約の相手方を決定し、契約を締結したときは、当該契約結果をホームページに公表する。

- 2 公表する内容は、次の各号に掲げる事項とし、様式第2号の方法により行うものとする。
 - (1) 案件名
 - (2) 公開見積合せ実施日

- (3) 契約期間
- (4) 契約金額
- (5) 契約の相手方の商号又は氏名
- (6) 発注所属名
- (7) 前各号に掲げるもののほか、結果公表について必要な事項

3 前項の公表の期間は、少なくとも公表した日の翌日から起算して2年が経過する日までの期間とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱の定めにより難しいときは、案件ごとに定めることができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号の1)

仕様書に対する質問書

年 月 日

公立大学法人大阪 理事長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名
(又は質問者)

次の案件の仕様書に対して別紙のとおり質問します。

案 件 名	
-------	--

備 考	
-----	--

(様式第1号の2)

質問事項		※※
仕様書 項目番号	質問内容	回答

※※は、公立大学法人大阪使用欄ですので、記入しないでください。

注 複数の質問がある場合は、質問ごとに線で区切って記入ください。

